

令和7年（2025年）

第12回大阪狭山市教育委員会  
定例会議議事録

令和7年（2025年）12月25日 開催

大阪狭山市教育委員会

第12回大阪狭山市教育委員会定例会議議事録

令和7年(2025年)12月25日(木)

午前10時00分 開議

市役所3階 委員会室

出席委員(4名)

竹谷 好弘	教育長
山田 順久	教育長職務代理者
井上 寿美	委員
内田 幸子	委員

出席事務局の職員

寺下 憲志	教育監
山田 裕洋	教育部長
浜口 亮	こども政策部長
吉田 耕太郎	こども政策部こども家庭支援担当部長
山本 泰士	こども政策部理事
山本 一幸	教育部次長
岩間 かおり	こども政策部次長兼こども家庭支援グループ課長
森口 健次	教育政策グループ課長
畑辻 旭秀	生涯学習グループ課長
牧 宏幸	こども育成グループ課長
神楽所 保則	教育政策グループ学校給食担当課長
荒川 郁代	教育政策グループ参事
樽本 敏彦	生涯学習グループ参事

書記

安達 奈津芽	教育政策グループ課長補佐
--------	--------------

## 議事日程

### 開会

教育長活動報告

### 議事

- 日程第1 議案第24号 教育委員会事務局の管理職人事異動について
- 日程第2 議案第25号 大阪狭山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する  
基準を定める条例について
- 日程第3 議案第26号 令和7年度（2025年度）大阪狭山市一般会計補正予  
算（第8号 教育委員会関係）について

### 閉会

- 各グループの報告事項

## 教育部長（山田裕洋）

それでは、令和7年第12回教育委員会定例会議について、教育長、進行をよろしくお願いいたします。

## 教育長（竹谷好弘）

改めまして、おはようございます。

ただいまより令和7年第12回教育委員会定例会議を開会いたします。

出席委員数は定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

議事録の署名委員は、規則によりまして、山田教育長職務代理者と井上委員を指名いたします。

それでは、教育長の活動報告、まずお願いいたします。

主なものですが、11月20日、令和7年度南河内地区市町村教育委員会研修会ということで、講演会がございまして、教育委員のご出席の皆さん、ありがとうございます。「人生を楽しむキャリア教育」ということで、静岡大学の塩田先生のお話を聞きました。

21日、近畿・大阪府中学校道徳教育研究発表会南河内大会ということで、富田林のすばるホールでございまして、来賓として出席しております。

11月26日、こども未来フォーラム振り分け会議ということで、未来フォーラムに向けましての質問が各学校でまとまっております、それに市の担当部長さんがお答えしていくということで、その質問に対する答弁の依頼を各部長さんにした、というところの会議でございます。

12月9日と17日、18日ですが、校長会、教頭会、園長会、それぞれの会議がございまして、年末に当たりご挨拶をしております。

その他、各種会議に出席しております。

以上、報告でございます。よろしいでしょう

か。

それでは、早速ですけれども、議事に移りたいと思います。

本日の議案ですが、日程第1、議案第24号、教育委員会事務局の管理職人事異動についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

## 教育政策グループ課長（森口健次）

それでは、日程第1、議案第24号、教育委員会事務局の管理職人事異動についてご説明させていただきます。

2ページ、3ページをご覧ください。

令和7年12月1日付、教育委員会事務局の管理職人事異動については、教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定に基づき、臨時に代理をいたしましたので、ご報告いたします。

こども政策部の転出でございます。

こども政策部こども家庭支援グループ、伯井参事が総務部税務グループ参事に異動されました。

次に、令和8年1月1日付、教育部の転出でございます。

教育政策グループ、安達課長補佐が総務部法制・総務グループ課長補佐に異動されます。

転入でございます。

健康福祉部福祉政策グループ、鳥山課長補佐が教育政策グループ課長補佐に異動されます。

以上、簡単ではございますが、人事異動の説明とさせていただきます。

## 教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

続きまして、日程第2、議案第25号、大阪狭山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

#### こども育成グループ課長（牧宏幸）

それでは、議案第25号、大阪狭山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例につきまして、ご説明いたします。

少し長くなりますので、失礼して座ってご説明させていただきます。

まず、本案件につきましては、11月14日付で国基準が示されるなど、時間的余裕がない中で条例制定に係る手続を進める必要が生じたことから、教育長に対する事務委任規則第3条第2項に基づき、教育長が臨時に代理し、議会にご提案いたしました案件で、本日教育委員会にご報告の上、ご承認をいただきたい案件となっております。

また、本条例の新規制定に際しまして、令和7年11月4日火曜日から同25日火曜日までの間でパブリックコメントを実施した結果、1件のご意見をいただきました。本意見につきましては、乳児等通園支援制度の目的や面談の実施、実施施設への配慮等について、ご懸念等のご意見をいただいたものでございますけれども、市としては、それぞれのご懸念に対する市の姿勢や考え方をホームページ上でお示するとともに、条例文に対しては直接的な影響を与えるものではなかったため、素案を修正することなく提案いたしましたことを、補足で報告いたします。

それでは、議案資料5ページをお願いいたします。

まず、本条例の制定の理由でございますけれども、令和6年6月12日に公布されました子ど

も・子育て支援法等の一部を改正する法律によりまして、子ども・子育て支援法が改正され、新たな通園制度となる乳児等通園支援事業における給付制度として乳児等のための支援給付が創設されたことに伴い、本給付制度の対象となる事業者につきましては、市町村が条例により定めた基準に従い、乳児等通園支援を提供しなければならないとされたことから、本市におきましても基準を定めるため、法第54条の3において準用する第46条第2項に基づきまして本条例を制定するものでございます。

制定の概要でございますけれども、まず、本条例につきましては、乳児等通園支援事業を行う事業者が児童福祉法に基づく認可基準を満たすことを前提としながらも、子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準を満たしていることを確認するため、本市における運営に関する基準を定めるものでございます。

条例の制定に当たりましては、子ども・子育て支援法の規定により、内閣府令に従い、またはこれを参酌することとされておりまして、本市におきましては、国の定める基準と異なる内容を定める特段の事情がないことから、国が定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準のとおり定めてまいるのでございます。

各条項の内容について、でございます。

まず、本則第1条関係では、条例の趣旨について定めております。

第2条関係では、条例で使用する用語の定義について規定しております。

第3条関係では、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、内閣府令の規定によることとしております。なお、内閣府令の内容につきましては、後ほど改めてご説明いたします。

次に、附則第2項関係では、大阪狭山市子ども・子育て協議会条例の一部改正といたしまして、本条例の制定に伴い、市長及び教育委員会

の附属機関である大阪狭山市子ども・子育て協議会の所掌事務に特定乳児等通園支援事業の利用定員の設定に関するものを加えることといたします。

附則第3条関係では、大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例の一部改正といたしまして、乳児等通園支援事業を公立施設で行う場合の費用負担について条例で定めておく必要があるため、乳児等通園支援事業の利用料金に関する規定を加えることといたしました。

施行期日につきましては、令和8年4月1日としておりますけれども、附則第2項の大阪狭山市子ども・子育て協議会条例の一部改正、こちらにつきましては公布の日から施行することとしております。

次に、内閣府令において示されました特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の内容について、概要をご説明いたします。

本日お配りしておりますA4横の参考資料、大阪狭山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定に関する考え方、こちらの表をご覧くださいと思います。

この表ですけれども、左から2列目の列、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）、こちらが国の示しております基準を記載しております。一番右側、本市基準案では、当該条文に対する本市の対応姿勢、方針をお示ししております、冒頭申し上げましたように、市としては、全項目につきまして国が策定した基準のとおり定めていくものとしております。

では、各条項につきまして簡単にご説明をいたします。

まず、第1条では、国が基準を策定する趣旨ですので、対象外としております。

第2条では、事業者の一般原則について定めております。

第3条関係では、利用定員について、支給対象となる小学校就学前の子どもの区分ごとに、1時間当たりの利用定員を定めることとしております。

次ページをお願いいたします。

第4条では、面談の取扱いとして、特定乳児等通園支援を提供するときは、子ども及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するため、当該保護者との面談を行わなければならないこととし、運営規程の概要や職員の勤務体制などの重要な事項は、文書を交付して説明を行い、同意を得なければならないことを定めております。

第5条から第8条では、提供拒否の禁止やあつせん、要請への協力、認定証の確認や申請の支援等について定めております。

第9条では、心身の状況等の把握につきまして、当該子どもの養育環境や他のサービスの利用状況を含め、把握に努めなければならない旨を定めております。

第10条では、事業者は、継続的に提供される特定教育・保育及び特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、子どもに係る情報の提供や特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならないことを定めております。

第11条では、提供の記録の取扱いについて定めております。

次ページをお願いいたします。

第12条では、保護者負担について規定しております。

第13条では、乳児等通園支援給付の通知等について定めております。

次ページをお願いいたします。

第14条では、取扱い方針については、保育運営方針に基づき、適切な提供をしなければならない旨を定めております。

第15条では、事業者は、通園支援の質を担保

するため、自己評価及び定期的な外部評価を受け、常に改善に努めなければならないことを定めております。

第16条から第19条につきましては、相談、援助や緊急時の対応、不正等に係る市町村への通知、重要事項に係る運営規程の制定等について定めております。

次ページをお願いいたします。

第20条では勤務体制の確保、第21条では利用定員の遵守、第22条では運営規程の重要事項の掲示、第23条、第24条では差別的取扱いや虐待等の禁止、第25条では秘密保持、第26条では情報提供等について、それぞれ定めております。

次ページをお願いいたします。

第27条では利益供与の禁止、第28条では苦情解決、第29条では地域との連携等について、それぞれ定めております。

次ページをお願いいたします。

第30条では、事故発生時の取扱いについて、第31条、第32条では、会計は区分した上で、各記録の整備、保存等の取扱いについて定めております。

また、次ページから最終までにつきましては、電磁的記録の取扱いについて定めております。

なお、議案資料の7ページ、8ページには、先ほど附則のところでも申し上げました大阪狭山市子ども・子育て協議会条例及び大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例の新旧対照表をそれぞれ添付しておりますので、ご参照いただければと思います。

なお、最後になりますが、本条例につきましては、市議会に提案いたしました結果、12月23日付において承認可決いただいておりますことを、補足説明いたします。

以上、誠に簡単な説明でございますけれども、ご承認賜りますようお願いいたします。

**教育長（竹谷好弘）**

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

**教育委員（井上寿美）**

教えていただきたいんです。国が示している内閣府令の第5条のところなんです、「正当な理由がなければ、これを拒んではならない」という文言がございまして、正当な理由というのは、市としてはどういうものが考えられると想定されているのか教えてください。

**教育長（竹谷好弘）**

担当。

**こども育成グループ課長（牧宏幸）**

いつもありがとうございます。

例えば物理的に受け入れることが難しい、例えばですけれども、医療的ケアが必要な児童さん、そういう方も申し込むことは可能なんですけれども、その利用される施設において医師、看護師等といった受け入れる体制が物理的に難しい場合につきましては、協議の上、場合によっては断らせていただくというケースも生じるのかなと考えております。

**教育長（竹谷好弘）**

どうぞ、井上委員。

**教育委員（井上寿美）**

ありがとうございます。

今、医療的ケア児さんのお話を出していただきましたんですが、障がいのあるお子さんを育てておられる保護者の方たちが一番気にされるのは、障がいを理由に、無理です、無理じゃなくても無理ですという、そういうお断り対象にならないかな、ということを心配されているように、ちょっとお声は届くんです。

ということなので、ぜひ、本当に看護師、医療関係者1名いなければ難しいという場合は、確かに子どもの命が大事ですから、おっしゃるとおりかなと思うんですけれども、そのあたり

のところはよくアンテナを張っていただきまして、不当にお断りされている、というようなことがないように対応していただけたらいいかなと思いましたが、意見させていただきました。ありがとうございます。

#### 教育長（竹谷好弘）

特に答弁はよろしいですか。ご意見ということで、よろしいですかね。

それでは、ほかに何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

続きまして、日程第3、議案第26号、令和7年度（2025年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第8号 教育委員会関係）についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

#### 教育政策グループ課長（森口健次）

それでは、日程第3、議案第26号、令和7年度（2025年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第8号 教育委員会関係）についてご説明させていただきます。

本件につきましては、予算関連所属が複数ございますので、教育政策グループから一括してご説明させていただきます。

資料のほうは9ページから12ページでございます。

10ページのほうをご覧ください。

歳出でございます。

令和7年度人事院勧告に基づき、給与月額及び期末勤勉手当の支給月数及び通勤手当の引上げの見直しがされたことに伴い、教育委員会が所管する各事業におかれまして、正規職員給与、

会計年度任用職員報酬、期末手当、勤勉手当、通勤手当を増額するもので、民生費、児童福祉費の各事業、教育費、教育総務費の各事業、幼稚園費の幼稚園運営事業、社会教育費の各事業、保健体育費の学校給食運営事業でございます。

なお、それぞれの金額については割愛させていただきます。

歳出合計といたしまして、5,562万2,000円の増額でございます。

私からの説明は以上でございますが、ご質問がございましたら担当課長からご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

#### 教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

本日の議案は以上でございます。

これもちまして、定例会議を閉会いたします。

以上

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、署名する。

教育委員会教育長

教育委員会教育長職務代理者

教育委員会 委員

教育委員会事務局職員